

經房卿此一家ハ、三葎ノ圓勸修寺也

日野氏、松鶴、

平家竹ニ雀、或穀葉又葵ニ雀、

〔飾抄〕下文車

仁安二二十五殿記曰、殿久我被仰曰、車文如何、侍從同様如何、故入道殿定〇雅不御之時、予中宮權

大夫出仕之時、令違袖予本定紋、ナ又物見予綠青然者爭不違哉、袖中ニ鶴ヲ作テ令起如何、被仰

曰、不可然、此一家通文不吉也、

〔尊卑分脈〕十一實季

公實

〔通季〕〇中

嚴親春宮大夫公實卿記云、當家車文鞞繪也、先公始而被用也、相傳于予、當家正嫡一人可用者、所讓通季也、

〔愚管抄〕六公經の大納言は、この立坊恭〇仲の春宮大夫になりて、いみじく候はるゝに、大方その人は、閑院の一家の中に、春宮大夫公實の嫡子に立、ともゑの車なごつたへたりける、中納言左衛門

督通季のすぢ也、

〔伯家部類〕下當家紋之事

白川父子ノ車文、菖蒲子白梅唐墻、已上今出川亞相本借受書寫了、建久十年業資王記、梅丸長物見、文保元年廳始之記云、資清王車紋、長物見白梅書之、

衣服施紋

〔海人藻芥〕家々文事〇中裝束ノ紋ニ、家ノ紋ヲ付ル家門モ多之、僧中ニモ、家門ニ隨テ紋ヲ付クル

段子細ナシ、但僧中法服ノ紋マデ、如家門紋ナラズトモ有ナン、且ハ片腹痛キ事ニモアリ、

〔四季草〕秋草中一家の紋の事

紋といふは、衣服に五所に付るをのみ紋といふにはあらず、すべて物の模様を紋といふなり、束